令和８年(2026 年)１０月５日
厚　生　委　員　会　資　料
健 康 福 祉 部 保 健 企 画 課

議会の委任に基づく専決処分について

１　専決処分事項の類型

和解

２　和解（示談）の相手方

中野区民

３　事件の概要

⑴　事件発生日

令和8年（2026年）4月15日

⑵　事件発生場所

東京都中野区中野四丁目9番先路上　中野駅北口東西連絡路下喫煙所

⑶　事件発生状況

相手方が、区が所有する上記⑵の喫煙所の窓ガラスを蹴ったことにより、当該窓ガラスが破損した。

４　和解（示談）の要旨

相手方は、本件事件により、区が被った損害（3⑶の窓ガラスの交換費用等）297，000円について、区に対し賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払う。

５　和解（示談）成立の日

令和8年（2026年）9月17日